

P1-3 島根県院内がん登録における 緩和的治療実施状況について

田村 太朗^{1,2}, 中林 愛恵³, 谷口 かおり⁴, 松本 伸哉⁴, 名越 究⁴, 田村 研治⁵

1 防治会 いずみの病院, 2 高知大学医学部環境医学,
3 島根大学医学部附属病院がん登録室, 4 島根大学医学部環境保健医学,
5 島根大学医学部附属病院先端がん治療センター

背景と目的

- 2016年にがん登録制度において「症状緩和的治療の実施の有無」が追加された当初に島根県内において登録実務担当者間の認識の確認のために集計を行い、大きな差がないことを確認した（島根県院内がん登録2016年診断症例報告書）。
- その際に年代とともに緩和的治療の実施割合が増加する傾向、部位により大きな差があることが確認された。
- 登録開始後5年経過しており、年代や部位についての差異に変化があるか、また、こういった要因が緩和的治療実施に影響をしているのかを検討するために再度解析を行った。

方法

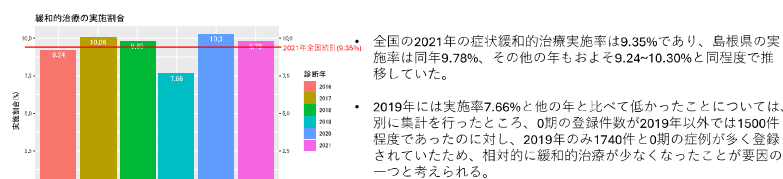
- 島根県院内がん登録のデータ（2016年～2021年）を用い、症状緩和的治療の実施割合について

I. 診断年別 II. 部位別 III. 年代別 IV. 総合ステージ別

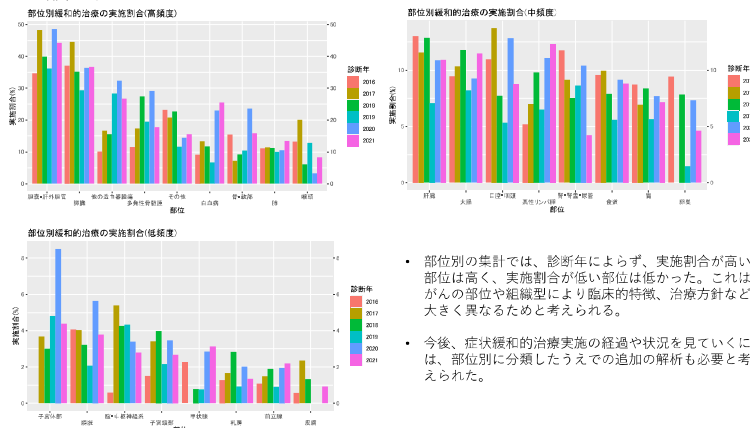
について集計を行った。

結果と考察

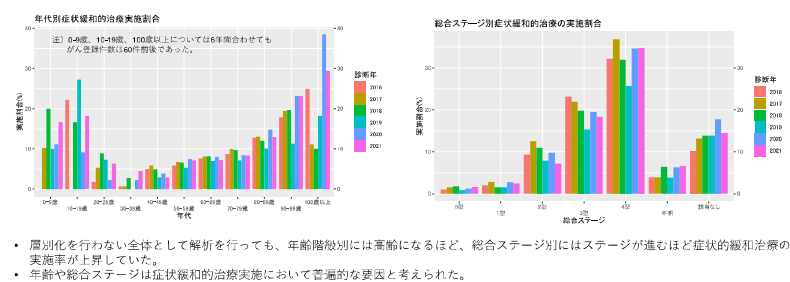
I. 診断年別



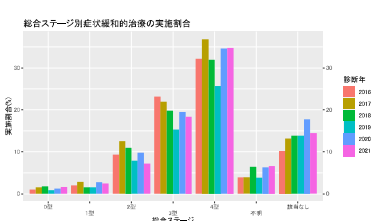
II. 部位別



III. 年代別



IV. 総合ステージ別



結語

- 島根県内における症状緩和的治療の実施率について報告を行った。
- 年齢と総合ステージは症状緩和的治療の実施率と関連する普遍的な要因と考えられた。
- 部位による違いが大きいため、今後部位別に検討を行う必要がある。

参考 (症状緩和的治療の実施の有無の定義と総合ステージの決定について)

- 症状緩和的治療の実施の有無の定義
- 「当該癌種の縮小・消失を目的に腫瘍に対して行われた初回治療」と同じタイミングで、自施設で「がん」による症状の緩和を目的とした治療（症状緩和的治療）が施行された場合に、「1：施設で施行」とする。
 - 当該腫瘍に対して最初に計画されたものでない症状緩和的治療は含まない。
 - 従来「特異的」症状緩和治療の範囲に限定されないことに留意すること。
 - 診療行為として、緩和ケア加算が算定されている場合や投薬・処置の実施等の実行行為が対象であり、精神的サポート等の無形に近い症状緩和的なアプローチは含まない。
- 総合ステージの算出法
- 治療開始時点での術後病理学的ステージを第一優先とし、腫瘍切除を行っていない症例や術前治療が行われた症例では治療前ステージを用いて、がん治療開始時点での総合ステージを算出